

多摩市妊婦健康診査受診費助成金交付申請書

※ 申請は、1回の出産(死産又は流産を含む。)について一度だけになりますの

記入見本

申請者氏名		多 摩 市				
種別	健診受診日	受診機関名	健診費用 (領収書記載額)	申請額	決定額 (記入しないでください)	
助 成 対 象 健 診	1回目	令和4年 9月 30日	〇〇産婦人科	23,000円	10,850円 ※下記の上限額限度	円
	2回目	令和4年10月 21日	〇〇産婦人科	7,000円	5,070円 ※下記の上限額限度	円
	3回目	令和4年11月 19日	〇〇産婦人科	7,000円	5,070円 ※下記の上限額限度	円
	4回目	令和4年12月 16日	〇〇産婦人科	7,000円	5,070円 ※下記の上限額限度	円
	5回目	令和5年 1月 14日	〇〇産婦人科	7,000円	5,070円 ※下記の上限額限度	円
	6回目	令和5年 1月 28日	〇〇産婦人科	7,000円	5,070円 ※下記の上限額限度	円
	7回目	令和5年 2月 13日	〇〇産婦人科	7,000円	5,070円 ※下記の上限額限度	円
	8回目	令和5年 2月 25日	〇〇産婦人科	7,000円	5,070円 ※下記の上限額限度	円
	9回目	令和5年 3月 8日	〇〇産婦人科	7,000円	5,070円 ※下記の上限額限度	円
	10回目	令和5年 3月 22日	〇〇産婦人科	12,300円	5,070円 ※下記の上限額限度	円
	11回目	令和5年 3月 29日	〇〇産婦人科	7,000円	5,070円 ※下記の上限額限度	円
	12回目	令和5年 4月 6日	〇〇産婦人科	7,000円	5,090円 ※下記の上限額限度	円
	13回目	令和5年 4月 13日	〇〇産婦人科	7,000円	5,090円 ※下記の上限額限度	円
	14回目	令和5年 4月 20日	〇〇産婦人科	7,000円	5,090円 ※下記の上限額限度	円
	超音波	令和5年 3月 22日	〇〇産婦人科	12,300円	5,300円 ※下記の上限額限度	円
子宮頸がん	令和4年 9月 30日	〇〇産婦人科	23,000円	3,400円 ※下記の上限額限度	円	
新生児 聴覚検査	令和5年 4月 26日	〇〇産婦人科	8,000円	3,000円 ※下記の上限額限度	円	
合計金額				88,520円	円	

注)太枠内のみ記入してください。

【助成の範囲及び金額】

- 妊婦健康診査の受診日において、多摩市内に住所を有する方に限ります。
- 妊婦健康診査は、受診票の交付を受けた日(母子健康手帳の交付を受けた日)以後に受診した妊婦健康診査に限ります。
- 受診した医療機関等は、日本国内のものに限ります。
- 助成の対象となる妊婦健康診査の回数は、14回から受診票を使用して受診した回数を減じた回数を限度とします。(通常は、手元に残っている受診票の枚数分となります。)
- 申請金額は、1回の受診につき受診に要した実費額とそれぞれの上限額とを比較していずれか少ない額とします。

受診日が令和5年3月31日以前⇒初回10,850円 2回目以降 5,070円

受診日が令和5年4月1日以降 ⇒初回10,880円 2回目以降 5,090円

受診日にかかわらず ⇒超音波検査 5,300円 子宮頸がん検診 3,400円 新生児聴覚検査 3,000円

※1 上限額は、受診した年度により変わる場合があります。

※2 申請額は、それぞれ1回毎に妊婦健康診査について支払った額とし、複数回の妊婦健康診査について支払った額を合算することはできません。

※3 実費額とは、妊婦健康診査に要した費用を言い、証明書代、文書料等明らかに違うもの、治療に要した費用、入院費等は含まれません。

- 超音波検査、子宮頸がん検診及び新生児聴覚検査については、1回に限り対象とします。

- 1回目の妊婦健康診査は、助産所を除く医療機関で実施してください。助産所で1回目の妊婦健康診査を受けた場合は、2回目以降の受診票について助成金の対象とします。